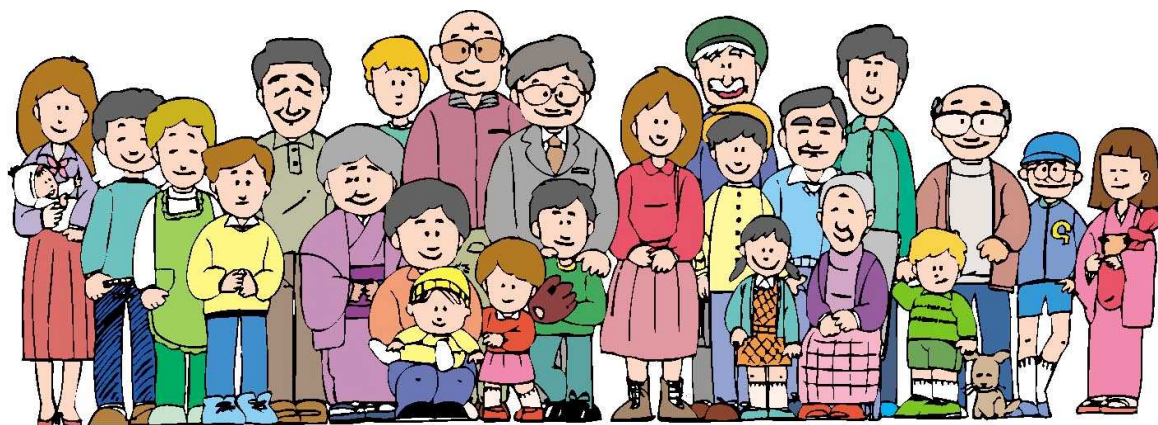


地域まちづくり協議会運営 ガイドライン

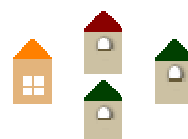
～ 新たなまちづくりは市民と共に ～



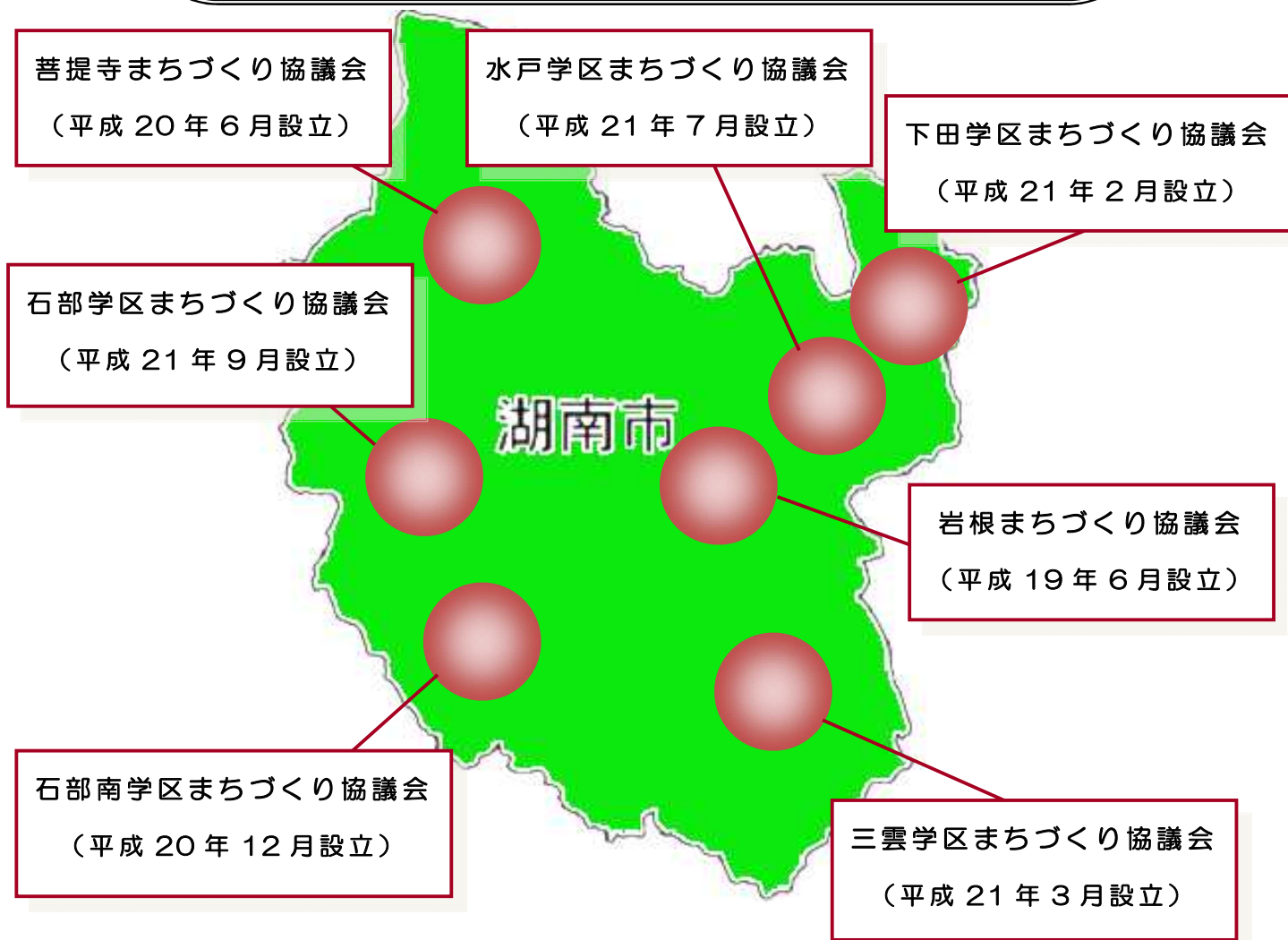
令和3年(2021年)4月



湖 南 市



このガイドラインは、地域まちづくり協議会の方向性について市の考え方を示したものです。また、あわせて地域みなさんに地域まちづくり協議会のスムーズな運営を実施していただくため、具体的な活動方法などの一例を示していますが、あくまでも地域で議論していただくための「たたき台」であり、各地域の状況や地域住民のみなさんのお考えにより、自由に形を変えて、柔軟に対応していただきたいと思います。



目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
------------------------------	---

I 地域まちづくり協議会について・・・・・・・・	6
--------------------------	---

1. 地域まちづくり協議会とは？
 - (1)存在の意義と必要性
 - (2)組織の位置づけ
 - (3)設置単位及び構成員
 - (4)地域まちづくり協議会のメリット
 - (5)市役所との協働による課題解決
2. 地域まちづくり協議会は何をするのか？
 - (1)団体のネットワーク化
 - (2)団体の相互補完
 - (3)課題解決のための事業実施
3. 地域住民は何をするのか？
 - (1)活動への参加
 - (2)情報の共有

II 地域まちづくり協議会を運営するために・・・・・・・・	11
-------------------------------	----

1. 会長の役割
2. 役員の役割
 - (1)副会長の役割
 - (2)会計の役割
 - (3)事務局長の役割

(4) 監事の役割

(5) 部会長の役割

3. 行政区・自治会等の役割

(1) 行政区の役割

(2) 自治活動の継続

(3) 地域まちづくり協議会との連携

Ⅲ 地域まちづくり協議会で活動しましょう・・・・・・・・・・14

1. 地域まちづくり協議会が事業を実施するまで

2. 事業計画や予算を作りましょう

3. 事業は誰が実施するのか？

4. 部会の設置とその活動方法は？

5. 各種団体等と連携するには？

6. 住民のみなさんに参加してもらうために

(1) 積極的に情報を公開する

(2) 多くの住民から意見を聞く

(3) より楽しいイベントにする

(4) 参加のお願いの仕方を工夫する

(5) 参加した人に感謝する

(6) 活動の内容をチェックする

Ⅳ 地域コミュニティプランをつくりましょう・・・・・・・・・・19

1. 地域コミュニティプランとは？

2. 地域コミュニティプランの内容は？

3. 地域コミュニティプランを策定する手順

4. 地域コミュニティプランはどう活かすのか？

V 住民へのお知らせと意見収集は大切です・・・・・・22

1. 広報紙を発行する
2. 回覧板を利用する
3. 各まちづくりセンターに広報紙を設置する
4. ホームページを開設する
5. 住民アンケートを実施する

VI 市の役割について・・・・・・24

1. 活動拠点の確保
 - (1)まちづくりセンターの指定管理
 - (2)地域まちづくり協議会事務室の維持経費
 - (3)地域まちづくり協議会事務室の事務に必要な物品の取扱い
2. 地域まちづくり協議会交付金
 - (1)交付金の目的
 - (2)交付金の手続き
 - (3)交付金額と交付時期
3. 地域まちづくり協議会会長会議の開催
4. まちづくり研修会
 - (1)人材育成
 - (2)活動発表会
5. 地域まちづくり協議会と市との協働の推進
6. 市からのまちづくり情報の提供
7. 市職員の役割

はじめに

◆平成 19 年に 湖南省市に初めて地域まちづくり協議会が誕生しました。それまでは、行政がその役割として、市民の皆さんが生活する上で必要なサービスを画一的に行ってききましたが、協議会ではそれぞれ地域住民のニーズや特性を尊重しながら、**その地域に適したサービス**を展開していく必要があります。

その地域に適したサービスは、地域のことを一番よく知っている地域住民の皆さんが自分でできることは自分で、自分だけでできないことは地域が補い、それでもできないことは行政が行っていくといった①自助→②共助→③公助の役割分担により地域づくりに取り組んでいただく中から明確になるものです。

◆こうした取り組みには、それぞれの地域に暮らす住民の皆さんが、自分たちの住む地域をより住みやすくするためには何をどうすればいいのか、住民一人ひとりが真剣に考え、「**自分たちの地域は自分たちでつくる**」という意識を持っていただく必要があります。また、これらの取り組みを通じて、住民の皆さんが自分たちの地域に誇りと愛着を持てる、住みやすい地域が実現するのではないのでしょうか。

◆住民だけ・行政だけでは無理であったり、解決するのに時間がかかる課題も地域住民の皆さんと行政と一緒に考え、**お互いに理解し協力し合う**ことにより、素早く、しかも効果的に解決することができるようになります。そのためには、住民の皆さんの**意見をまとめることが重要**です。住民の意見をまとめて、行政と一緒に取り組んでいただくための組織が、地域住民や各種団体の皆さんにより構成される「地域まちづくり協議会」です。

Ⅰ 地域まちづくり協議会について

1. 地域まちづくり協議会とは？

(1) 存在の意義と必要性

皆さんの地域では、現在、行政区をはじめ様々な団体が「住みやすい地域」を目指して、それぞれに活動を行っていただいています。

ところが、近年になり、共働き世帯の増加や核家族化の進行など、地域で暮らす皆さんの生活スタイルが大きく変わってきました。さらに、生活が豊かになるにつれ、住民の皆さんの要望も複雑化・多様化してきています。

このような環境の変化に伴って、皆さんの地域では一人暮らしのお年寄りの通院、買い物や子育てに悩んだ時に相談する相手が近くにいないなど、身近なところで課題が生じています。また、コミュニティの希薄化が進むことにより、災害時に住民の安否が確認できないなど、大きな課題が生じてしまう可能性があります。

こうした地域課題を解決するためには、それぞれの団体が個別に活動していくよりも、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念のもとに地域全体で意見を出し合い、連携・協力して活動していく方が、より住民の皆さんの要望に的確に 대응することができるのではないかと考えます。

それを実現させるための組織が「地域まちづくり協議会」です。

(2) 組織の位置づけ

地域まちづくり協議会の位置づけは、次のとおりです。

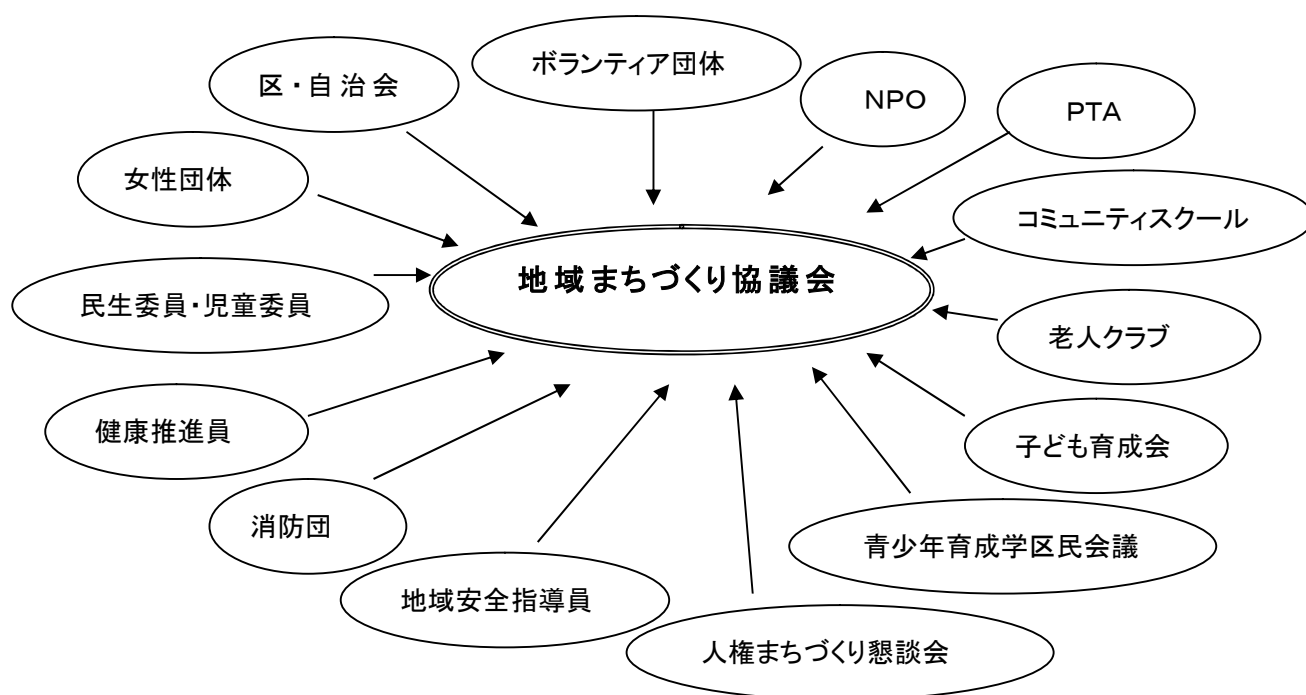
- ① 地域を代表する組織
- ② 計画性を持った組織

③役割分担を明確にした組織

④全ての住民に開かれた組織

(3) 設置単位及び構成員

おおむね市内の小校区を単位とした7地域の住民や各種団体等で構成されます。イメージとしては次のような形になります。



(4) 地域まちづくり協議会のメリット

◆ 地域まちづくり協議会は、地域内の各種団体のネットワーク化、相互補完を図るとともに、それぞれの地域の特色を生かした組織としていただくため、地域住民の皆さんのニーズにきめ細かく対応することができ、地域に暮らす住民の皆さんの満足度が高まるものと考えています。

◆ 地域内の各種団体が連携することで、地域内の細かな課題に対処で

きるほか、次のようなメリットが生まれると考えられます。

地域まちづくり協議会のメリット

- ① 地域の一体性の確保…… 住民の参画や各種団体が連携することにより、地域に一体感が生まれ、それぞれの住民個人が持つ個性を発揮しやすくなり、区・自治会などの運営も円滑に行われるようになります
- ② 地域活動の相乗効果…… さまざまな団体の活動を連動させることで、お互いの活動に刺激を与え合い、よりよい活動に発展する相乗効果が期待できます。
- ③ 地域内の課題解決…… 各種団体が連携することで、個々の団体では解決できなかった課題が解決できるようになります。
- ④ 効率的な役割分担…… 地域内の人材を適切に配置したり、団体相互の人材活用により、効率的な役割分担が可能になります。

(5) 市役所との協働による課題解決

◆ 地域まちづくり協議会は、地域のことを熟知している住民の「自らの住む地域を良くしたい」「まちづくりに参加したい」という機運を高め、地域の創造力や知恵を引き出すことから、市役所だけでは解決できなかった地域課題が、地域住民の皆さんと市役所との協働による取り組みにより解決できることが期待されます。

2. 地域まちづくり協議会は何をするのか？

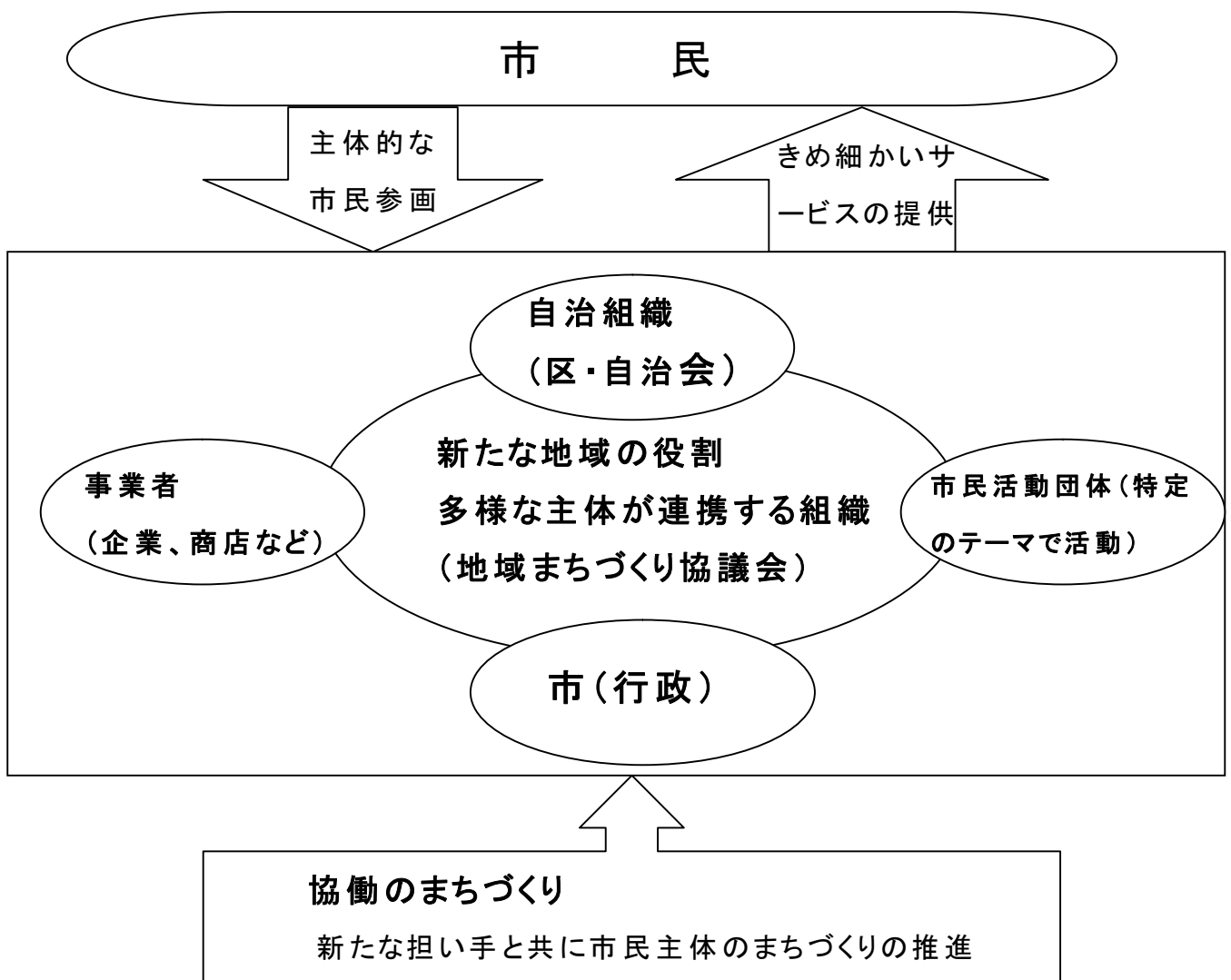
地域まちづくり協議会は、まずは各種団体のネットワーク化を図り、各種団体が連携・協力し、活動していただく組織です。

(1) 団体のネットワーク化

◆ 地域住民の親睦のためのイベントの開催など地域全体で実施する事業は、地域まちづくり協議会の構成団体のネットワーク化を図り、より多くの住民の参画を得て事業を実施することが必要です。

(2) 団体の相互補完

◆ 各種団体が実施している既存事業であって時代の変化などにより各種団体単位で担いきれなくなった事業については、地域まちづくり協議会の事業として、部会を構成する各種団体が相互補完し事業を継続することも考えられます。



(3) 課題解決のための事業実施

- ◆ 地域内の新たな課題に対して解決策を検討し、各種団体の連携・住民参画のもとで事業を実施します。

3. 地域住民は何をするのか？

(1) 活動への参加

- ◆ 住民は、まちづくりの主体として、それぞれの個性と能力を発揮し

て、自主的・能動的に地域まちづくり協議会の活動へ参加するとともに、住民同士がお互いの権利を認め合い、それぞれに果たすべき役割と責任を自覚して、相互に協力して活動する必要があります。

(2) 情報の共有

- ◆ 住民がまちづくりに主体的に参加するためには、市と住民、また住民同士がまちづくりに関する情報を共有し、同じ目線で議論したり、活動することが重要であり、市からの情報発信はもとより、住民相互の情報発信も必要です。

II 地域まちづくり協議会を運営するために

1. 会長の役割

- ◆ 会長は地域まちづくり協議会を代表し、地域まちづくり協議会および各部会が実施する全ての事業について掌握します。また、まとめ役として、役員や地域住民が、それぞれの立場で十分に力を発揮できるよう環境整備を行います。

2. 役員の役割

(1) 副会長の役割

- ◆ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時などの時は会長の代理を務めます。また、会長と連携して地域まちづくり協議会の運営を行います。

(2) 会計の役割

- ◆ 会計は、地域まちづくり協議会の収入、支出に関する事務を行い、必要な帳簿書類を管理します。また、通帳の管理、現金の出し入れなど会計の実務についても担います。

- ◆ 現金の出し入れを行う際は、正副会長の承認を得るなど公正性を確保します。
- ◆ 地域まちづくり協議会が購入した備品は「備品台帳」に記録し管理します。

(3) 事務局長の役割

- ◆ 事務局長は日ごろから正副会長などの役員と連絡を取り合い、地域まちづくり協議会全体の実務を行います。地域住民や各種団体との窓口的な役割も担います。

(4) 監事の役割

- ◆ 監事は、地域まちづくり協議会の実施事業や会計のチェックを行い、事業や会計が会の目的に沿って適正に行われているか確認し、その結果を総会へ報告します。
- ◆ 監査の中で、不適切な会計処理などの問題があれば、その改善方法について口頭や文書によって、総会で勧告することになります。

(5) 部会長の役割

- ◆ 部会長は、課題別部会の責任者として、担当分野における地域まちづくり協議会の事業を実施する際に部会全体を指揮します。また、事業を実施する際には、部会を構成するそれぞれの団体・個人の役割を分担した上で実施する必要があります。
- ◆ 部会の事業を遂行する上で必要となる会議を開催します。

3. 行政区・自治会等の役割

(1) 行政区の役割

- ◆ 行政区は、地域まちづくり協議会の中核をなす団体として位置づけられます。また、区長は各行政区の住民代表であり、それぞれの行

政区において自治活動を積極的に進めていただいている地域リーダーでもあります。区長をはじめ行政区が、地域まちづくり協議会の原動力として参加することが必要不可欠です。

(2) 自治活動の継続

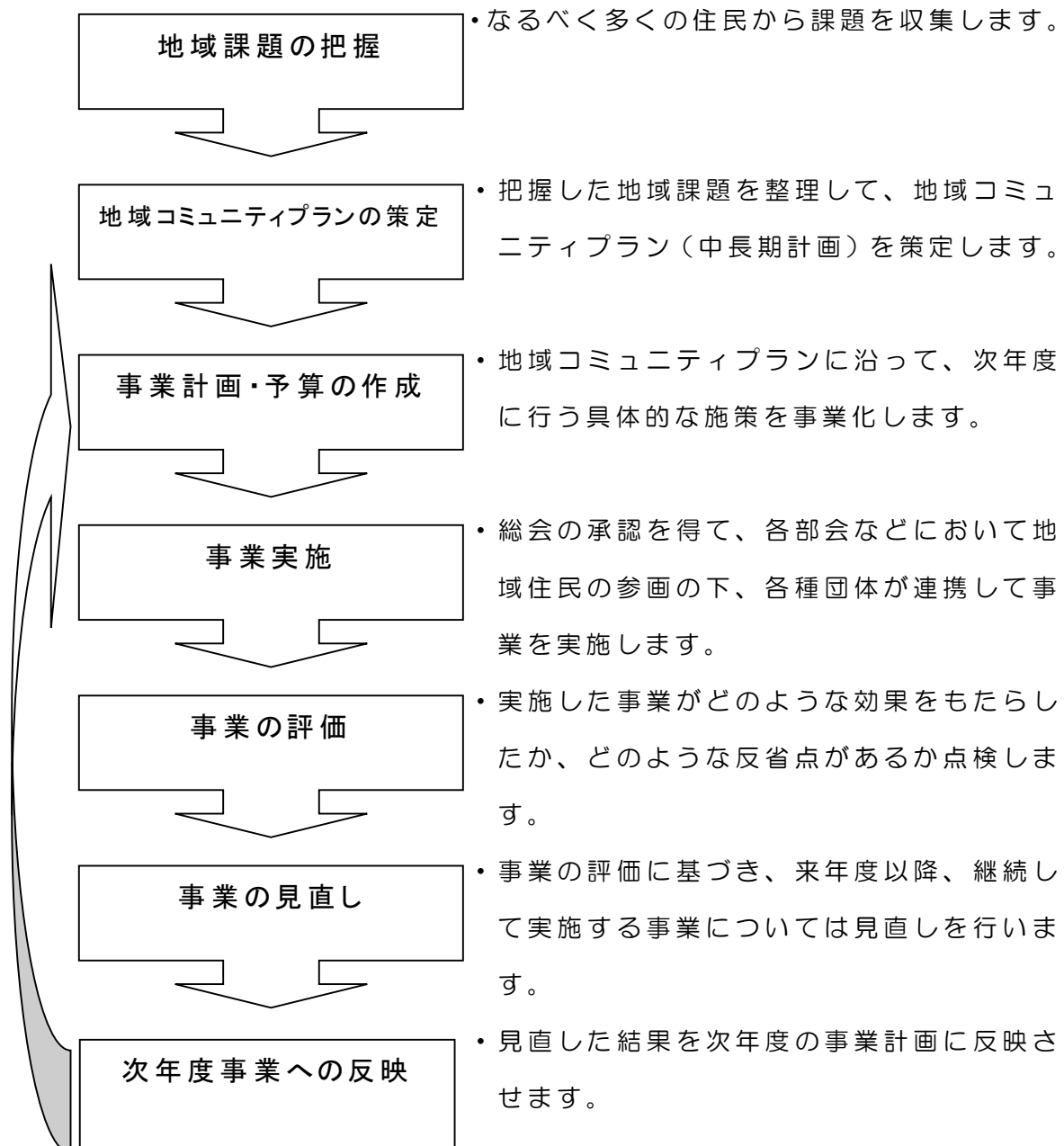
- ◆ 各行政区や自治会等は、それぞれの地域ごとに決められたルールに沿った互助組織であり、従来からの自治活動を継続します。これら身近な地域での自治活動を通じて住民の信頼関係や自分のまちを良くしようという気運が高まり、それが地域まちづくり協議会の活動の原動力になります。

(3) 地域まちづくり協議会との連携

- ◆ 各行政区や自治会等と地域まちづくり協議会の大きな違いは、担当するエリアの違いですが、互いに活発に活動したり、連携して活動することで相乗効果が生まれ、より暮らしやすい地域になると期待されます。
- ◆ 各自治会等が活動を行う中で、自治会レベルでは解決しきれない広域的な課題については、地域まちづくり協議会で解決策について検討します。

Ⅲ 地域まちづくり協議会で活動しましょう

1. 地域まちづくり協議会が事業を実施するまで



2. 事業計画や予算を作りましょう

- ◆ 事業計画は、地域コミュニティプランに沿って、地域住民のニーズや地域課題を解決する優先順位、実施年度などを決めた上で、次年度に実施する事業の詳細な内容を検討して事業化していく必要があります。
- ◆ 事業の詳細な内容とは、いつ頃（何月に）、誰が（どの団体が）、どのように実施するかなどです。これらを計画段階で明確にしておくことで事業が円滑に実施されます。
- ◆ 事業計画に基づいて、どの程度予算がかかるか業者から見積書を取るなどして、予算書を作成します。
- ◆ 自立した活動が継続的に行えるよう、自主財源の確保についても検討する必要があります。
- ◆ 事業計画書や予算書ができたなら、回覧などにより地域住民に周知して意見を聴取し、事業計画書や予算書を修正した上で、地域まちづくり協議会の総会へ提案し、総会において決定します。

3. 事業は誰が実施するのか？

- ◆ 事業は、地域まちづくり協議会を構成する各種団体が連携・協力し、地域住民の参加を得て実施します。
- ◆ 事業実施に当たっては、一部の役員だけが活動するのではなく、各種団体内、各種団体間で適切に役割分担をして取り組む必要があります。

また、各種団体役員だけが活動するのではなく、より多くの地域住民の参加を得て取り組む必要があります。

4. 部会の設置とその活動方法は？

- ◆ 地域まちづくり協議会が事業を実施する際には、課題分野別に部会等を設置するなど、事業を実行するための実施機関を設置することも有効な手段です。
- ◆ 部会は、それぞれの課題分野に関係する各種団体等により構成することが考えられますが、防災などの専門的な課題に対処するため、学識経験者や公募による委員なども部会員やアドバイザーとすることも考えられます。
- ◆ 部会の活動は、部会を構成する各種団体が役割を分担して活動しますが、出来る限り地域住民の参画を促す必要があります。
- ◆ 課題別の部会を設置する場合は、部会を構成する各種団体が連携・協力し、地域住民の参加を得て実施しますが、部会の枠を超えるような事業については、プロジェクトチームなどを編成して対応することも考えられます。

5. 各種団体等と連携するには？

- ◆ 地域まちづくり協議会が実施する事業において、専門的な知識やノウハウを必要とする活動などは、商工団体や農業協同組合、一般企業、NPOやボランティア団体等と連携して事業を実施することも有効な手段です。
- ◆ 地域まちづくり協議会の構成団体以外の各種団体等と連携する場合は、事業協定書や事業委託契約などを締結し、報酬や責任の所在などを明確にする必要があります。

6. 住民のみなさんに参加してもらうために

(1) 積極的に情報を公開する

- ◆ 地域まちづくり協議会の情報は、広報紙などを使って積極的に公開することが大切です。総会をはじめ、運営委員会や部会の会議などは透明性を確保するために原則公開とする必要があります。

(2) 多くの住民から意見を聞く

- ◆ お年寄りや障がいのある方、子育て中や自宅で介護をされている方など、活動に参加したくてもできない人がいます。そのため、実際に活動に参加してもらうだけでなく、意見や提案を受けることも住民自治への参加と認めることが重要です。その場合、回覧や住民アンケートなどさまざまな方法を活用して、多くの住民から日頃感じていることなどをお聞きすることも有効です。
- ◆ 地域住民から意見や提案があった場合、地域まちづくり協議会としての対応を検討して広報紙などにより地域住民へフィードバックすることが重要です。地域住民は、たとえ提案した内容が実現しなかったとしても、地域全体で協議してもらったことで地域まちづくり協議会の活動に興味を持ってもらえると考えます。

(3) より楽しいイベントにする

- ◆ 新たなイベントなどを実施する場合は、性別を問わず若年層から高齢者の人を実行委員とするなど、検討段階からさまざまな年代の人の意見を聞きながら実施することが大切です。特に子どものアイデアの中には楽しいイベントにするためのヒントがあります。
- ◆ それぞれの団体で実施している事業の中で、毎年恒例となっている事業についても見直しを行って、より多くの地域住民が興味を持って、事業に参加できる形に改善していく必要があります。また、事

業やイベントに参加した人にアンケート用紙を配って改善すべき点などをお聞きすることも有効な手段です。

(4) 参加のお願いの仕方を工夫する

- ◆ 地域まちづくり協議会や区・自治会の活動への参加は、「仕事が忙しいから」とか「地域のことは〇〇が…」とって参加しない方もおられると思いますが、その人たちこそ活動に大きな力を与えてくれます。「子どもと一緒に…」という心理をつかんで、子どものイベントにお手伝いをお願いしたり、家族で参加できる工夫をすることも有効です。

(5) 参加した人に感謝する

- ◆ 活動に協力してもらった人や頑張った人は、広報紙などで紹介したり、感謝の言葉を掲載したりすることで、その人の励みにもなりますし、他の人も参加するきっかけになると考えます。

(6) 活動の内容をチェックする

- ◆ 地域住民に参加してもらうためには、イベントなどの事業が終わったら、その事業内容について必ずチェックして次回の活動に生かすようにする必要があります。

IV 地域コミュニティプランをつくきましょう

1. 地域コミュニティプランとは？

- ◆ 地域住民の皆さんが、自分たちの地域をどのようなまちにしたいかという将来像（目標）や方向性を決めて、その目標に向かって計画的に活動していく必要があります。その将来像（目標）や方向性を記したものが地域コミュニティプランです。
- ◆ 地域コミュニティプランは、地域住民の一人ひとりが自らの生活環境を考えて、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。

2. 地域コミュニティプランの内容は？

- ◆ 地域コミュニティプランの内容は、地域の将来像（目標）や方向性のほかに、地域の現状や課題、地域まちづくり協議会の事業などで、市の総合計画との整合性が図れていることが必要となります。

○地域コミュニティプランの内容例

- 将来像
 - ①安全で安心して暮らせるまち
 - ②健康で安心して暮らせるまち

- 実施する事業

- | | |
|-------------|----------------|
| 将来像①の実現に向けて | ・危険箇所マップの作成 |
| | ・地域防災訓練の実施 |
| | ・災害時対応マニュアルの作成 |
| 将来像②の実現に向けて | ・世代間交流の実施 |
| | ・地域スポーツ大会の実施 |

● 地域まちづくり協議会の事業例

- ・ 地域福祉の推進・健康増進

子育て支援、高齢者向けサービス

- ・ 地域防災・防犯の確立

地域安全パトロール、防災マップの作成、防災訓練

- ・ 環境・公園整備の推進

清掃活動、花づくり、案内板等設置

- ・ 郷土文化、地域産業の振興

祭り、文化財活用、コミュニティビジネス、特産品開発

- ・ 地域教育・生涯学習や地域交流事業の確立

フリースクール、通学合宿、外国語教室、人権啓発

- ◆ 計画の期間は、それぞれの地域において検討していただきますが、1年限りの計画ではなく、ある程度中長期の計画（基本5年単位）とする必要があります。また、事業を記載する場合は、いつごろ実施するかを定めることも考えられます。

3. 地域コミュニティプランを策定する手順

① 計画を策定するメンバーの決定

- ◆ 計画を作る固定的なメンバー（プロジェクトチームなど）を決めます。この場合でも、多くの地域住民の意見や提案を反映させるために、メンバー以外の住民を交えてのワークショップや意見交換会などを実施する必要があります。

② 現状把握と将来像の作成

- ◆ 各種団体から意見や住民アンケートなどにより、現状と課題を把握し、まちづくりの将来像（目標）を定めます。目標は必ずしも一つではなく、例えば、部会ごとや分野別に複数の目標を定めることも考えられます。
- ◆ 地域コミュニティプランを策定する上で、地域内に存在する文化財や地域の特色などを有効に活用することも大切です。そのため、計画を策定する際には、地域内の有形・無形の資源を発掘することも重要となります。

③ 実施事業の検討

- ◆ 基本方針に沿った具体的な事業を掲げます。このときに事業の実施主体となる者（区や自治会、行政、または地域と行政の協働など）の役割分担も併せて決めておきます。

④ 実施スケジュールの検討

- ◆ 実施する施策（事業）について、いつごろ実施するかなどスケジュールを決めます。

⑤ 地域住民への周知

- ◆ 地域コミュニティプランが出来上がったら、市へ提出のうえ、地域住民に周知して事業への協力を呼びかけます。

4. 地域コミュニティプランはどう活かすのか？

- ◆ 地域コミュニティプランは、地域まちづくり協議会が実施する事業の基本になります。よって地域まちづくり協議会が実施する事業は、地域コミュニティプランの目標に沿ったものでなければなりません。

V 住民へのお知らせと意見収集は大切です

1. 広報紙を発行する

- ◆ 地域まちづくり協議会の運営や活動内容について、地域住民へ周知するためには、広報紙の発行が有効です。
- ◆ 広報紙の発行は、毎月、隔月、季刊など定期的に発行することが大切です。
- ◆ 広報紙の作成に当たっては、各部会から1名ずつ編集委員になってもらうなど、複数の委員により分担して行う必要があります。

2. 回覧板を利用する

- ◆ 全世帯に広報紙を配布すると高額な経費がかかることから、区や自治会等の協力を得て回覧する方法も有効です。市では、1カ月に1回、各区への配布日（組回覧や各戸配布物）を設けています。市と協働し、スムーズな啓発が図れます。

3. 各まちづくりセンターに広報紙を設置する

- ◆ より多くの方に地域まちづくり協議会の情報を提供するため、また各地域まちづくり協議会の情報を共有するために、各まちづくりセンターに広報紙を設置し、配布および閲覧できるようにすることが大切です。各まちづくりセンターには地域創生推進課から一括して送付することができます。

4. ホームページを開設する

- ◆ 様々な層の地域住民への情報を発信するためには、インターネットのホームページを開設することが有効です。

- ◆ ホームページの掲載内容としては、地域まちづくり協議会の活動への参加呼びかけやイベント開催のお知らせのほか、FacebookなどSNSツールを活用することも考えられます。
- ◆ ホームページは地域まちづくり協議会が独自に開設・運営することになります。また、地域住民からの情報を得るために、地域まちづくり協議会のメールアドレスを明記しておきましょう。
- ◆ 市役所のホームページでは、地域まちづくり協議会のバナーを設けています。ぜひ活用してください。

5. 住民アンケートを実施する

- ◆ より多くの住民から情報収集するためには、住民アンケートを実施することが有効です。
- ◆ 住民アンケートは、区や自治会等の協力を得て回覧を活用したり、総会で配布するなど、なるべく多くの住民に配布できる方法を検討します。
- ◆ 記名式のアンケートはもとより、無記名式のアンケートの場合でも、必要な人には封筒を渡すなど、プライバシーの保護に配慮する必要があります。
- ◆ 地域まちづくり協議会の実施した活動やイベントなどへ参加した住民へ感想や改善点などを記載してもらったアンケートも有効です。

VI 市の役割について

1. 活動拠点の確保

(1) まちづくりセンターの指定管理

- ◆ 地域まちづくり協議会にまちづくりセンターの指定管理を委託することにより、地域まちづくり協議会がセンターを活用しながら、住民活動の支援や社会生活及び住民の学習の場づくりを展開し、地域を構成する住民やさまざまな活動団体が、参加、連携をすることで、それぞれの地域課題の解決に対応するための組織づくりやネットワークの構築が図れます。
- ◆ 場所や情報の提供といった機能だけでなく、地域の人材を活用し、地域住民の知恵と活力を生かした事業を行うことで、地域のニーズや課題に反映できるまちづくりセンターの運営が可能となります。

(2) 地域まちづくり協議会事務室の維持経費

- ◆ 各まちづくりセンター内に、地域まちづくり協議会の活動拠点となる事務室を確保しています。事務室に係る電気代、水道代などの光熱水費については指定管理料に含みます。ただし、電話やインターネットを接続した時の電話代やインターネット使用料は、地域まちづくり協議会の負担とします。

(3) 地域まちづくり協議会事務室の事務に必要な物品の取扱い

- ◆ コピー機や印刷機については、まちづくりセンターとの共用とすることも可能です。ただし、機器の使用料および紙代については、カウンターを別にするなどの方法により、地域まちづくり協議会の負担とします。
- ◆ 事務に必要な消耗品類は、地域まちづくり協議会の負担とします。

2. 地域まちづくり協議会交付金

(1) 交付金の目的

- ◆ 地域住民が身近な課題を自主的に解決し、地域の連帯意識の高揚および地域の個性を生かしたまちづくりを行う諸活動の経費に対し、予算の範囲内で交付するものです。地域コミュニティプランに基づき行う創意工夫による事業に対し支払われます。

(2) 交付金の手続き

- ◆ 湖南省地域まちづくり協議会交付金交付要綱に基づき、交付申請や事業完了後には実績を報告する必要があります。

(3) 交付金額と交付時期

- ◆ 交付金額については、定められた算定基準で予算の範囲において決定します。
- ◆ 交付金は交付決定ののち概算にて支払います。

3. 地域まちづくり協議会会長会議の開催

- ◆ 地域まちづくり協議会組織相互の連携を図るため、地域まちづくり協議会の会長および役員で構成する会議を開催します。また、地域まちづくり協議会のあり方や市との協働事業の検討なども行います。

4. まちづくり研修会

(1) 人材育成

- ◆ 地域での人材を発掘し、地域リーダーを養成するために、研修会を開催します。特に定年退職者層や女性・若者が地域で活躍できるよう努めています。

(2) 活動発表会

- ◆ 毎年、市が開催している『地域まちづくりフォーラム』で、各地域まちづくり協議会の取り組みを紹介する機会などを設定します。

5. 地域まちづくり協議会と市との協働の推進

- ◆ 地域まちづくり協議会の活動として、市と協働により取り組める事業の検討を行います。また、庁内に地域まちづくり協議会の情報を提供し、協働を推進します。

6. 市からのまちづくり情報の提供

- ◆ 地域まちづくり協議会の活動が活発に行われるよう、市が保有するさまざまな情報や他市町の先進事例などを、まちづくりセンターを通じて積極的に提供します。ただし、個人の氏名、生年月日、住所等の個人情報に関わる情報については個人情報保護条例に基づき取り扱うものとします。
- ◆ 地域まちづくり協議会が独自事業を検討する際の参考としていただくため、市が実施している施策や事業内容について情報を提供します。

7. 市職員の役割

- ◆ 地域づくり組織の主体的なまちづくりを支援し協働のまちづくりを促進するため、地域まちづくり協議会ごとに地域まちづくり担当職員を置き、住民活動を促進します。
- ◆ 原則として、地域まちづくり協議会が主催する会議や行事について、地域まちづくり協議会からの求めに応じて、地域まちづくり担当職員が助言・相談を行います。

地域まちづくり協議会運営ガイドライン

平成 22 年（2010 年）3 月策定

平成 26 年（2014 年）3 月第 1 次改定

平成 27 年（2015 年）8 月第 2 次改定

令和 3 年（2021 年）4 月第 3 次改定

湖南市 総合政策部 地域創生推進課

TEL 0748-71-2315

FAX 0748-72-2000

E-MAIL koukyou@city.shiga-konan.lg.jp